

## 第5章 史跡の現状と課題

### 第1節 保存管理に関する現状と課題

本史跡の保存管理に関する現状と課題は、第10表に記載のとおりである。

第10表 保存管理に関する現状と課題

要素分類	現状	課題
本質的価値を構成する諸要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>①指定地は、後世の農地改良等によって削平を受けている。</li> <li>②塔跡の露出遺構は、除草以外の管理を行っていない。</li> <li>③伽藍中心部の一部は、私有地となっている。</li> <li>④寺域の一部が指定地外に及んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①表層の現況確認を行い、保護盛土等によって遺構を適切に保護する必要がある。</li> <li>②残存する露出遺構は、整備が進むまで現状の維持管理に努める必要がある。</li> <li>③私有地は、土地所有者の理解と協力を得て、公有化を進めていく必要がある。</li> <li>④必要に応じて調査を進め、寺域の範囲について追加指定や公有化を行う必要がある。</li> </ul>
副次的価値を構成する要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>①伽藍中心部に、市指定天然記念物である中山路のイチヨウが生育している。</li> <li>②中山路のイチヨウの維持管理は、美馬市で行っている。祠は、地元住民によって維持されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①史跡として整備するうえで、中山路のイチヨウの保存の在り方について検討が必要である。</li> <li>②中山路のイチヨウと祠は、住民の協力を得ながら今後も継続して維持管理をしていく必要がある。</li> </ul>
保存活用に有効な要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>①伽藍中心部に史跡名称碑を設置している。</li> <li>②総合説明板を設置している。</li> <li>③指定範囲を示す境界標等は、未設置である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①史跡入り口付近の目に付きやすい場所に、史跡名称碑を設置する必要がある。</li> <li>②総合説明板は、老朽化が進んでいるため、改修や新設、最新の調査結果を反映させた内容への更新が必要である。</li> <li>③境界標を設置し、指定地を適切に管理する必要がある。</li> </ul>
その他の要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>①指定地を東西に市道が横断し、自動車も通行可能となっている。</li> <li>②上水道管を設置している。</li> <li>③来訪者は、指定地内の空き地に駐車している。</li> <li>④個人墓は、所有者の管理となっている。</li> <li>⑤祠の管理が明確になっていない。</li> <li>⑥宅地を区画していた敷地境界構造物等が残存する。</li> <li>⑦高木が点在しており、倒木も確認される。私有地では、樹木の管理が行われていない。</li> <li>⑧ゴミ等の不法投棄や、農作等の目的外利用が行われている。</li> <li>⑨市営住宅は住宅空き家対策課、市道は建設課、上水道管は工務課が管理している。</li> <li>⑩市道沿いならびに市営住宅内に電柱を設置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市道は伽藍中心部を横断しているため、本史跡の適切な保存に影響がある。</li> <li>②不要な上水道管は、撤去が必要である。</li> <li>③指定地外に駐車場を整備する必要がある。</li> <li>④墓地の移転と公有化や史跡の保存活用、整備に向けて調整を図る必要がある。</li> <li>⑤祠の取扱い方法について、調整を図る必要がある。</li> <li>⑥敷地境界構造物等の撤去が必要である。</li> <li>⑦高木の樹根や倒木等により、遺構を傷める恐れがある。また、史跡としての景観に影響がないよう、剪定・伐採等を行う必要がある。</li> <li>⑧不法投棄や目的外利用を禁止する取組が必要である。</li> <li>⑨退去済みの市営住宅や指定地内の不要な公共物について、関係者と協議のうえ撤去を進めていく必要がある。</li> <li>⑩指定地の借地を含め、電柱の取扱いを電力会社と調整する必要がある。</li> </ul>

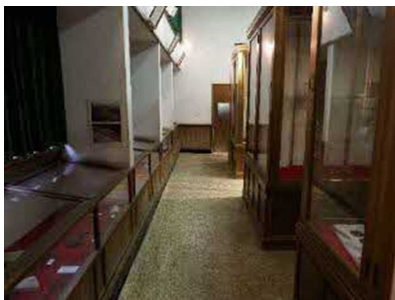
※保存施設とは、本史跡を周知し、保存管理を確実に実施するために必要な境界標・史跡名称碑・総合説明板を指す。

## 第2節 活用に関する現状と課題

本史跡の活用に関する現状と課題は、第11表に記載のとおりである。

第11表 活用に関する現状と課題

内容	現状	課題
史跡の公開	①常時開放された空間となっている。 ②指定地内の動線が設定されていない。	①未整備のままであるため、史跡の価値等を広く知っていただけるような取組みを進めていく必要がある。 ②史跡入口の設定や、本史跡内を移動するための動線形成について検討する必要がある。
情報の発信・提供	①本史跡を含む寺町全域を紹介するパンフレットを作成し、道の駅等で希望者に配布している。 ②小学校へ出前授業を行い、地元の史跡として紹介している。 ③地域内外への定期的な情報発信は、行われておらず、史跡や各遺構の詳細な解説・現地での明示も不足している。 ④道の駅では、本史跡や周辺文化財の情報発信が少ない。	①郡里廃寺跡のパンフレットが制作されていない。また、指定地内にパンフレット入れが設置されていないため、来訪者が現地で入手できない。 ②学校教育や社会教育、調査研究機関との連携を更に進めていくことで、市民の文化財に対する意識向上や、郷土愛の醸成に努めていく必要がある。 ③史跡の本質的価値を広く地域内外へ発信し、本史跡への関心や認知度の向上に向けた取組が必要である。 ④本史跡に近い位置にある道の駅とも連携し、本史跡や関連文化財の情報発信、企画展示等を行う場所として、活用していく必要がある。
地域づくり	①本史跡周辺には、文化財が多く分布しており、寺町全体の案内板や、本史跡等への誘導板が史跡周辺に複数設置されている。	①各文化財への歩行動線は明確でないため、地域の歴史文化に関わるストーリーに基づく、周遊ルート等の設定が必要である。



美馬市立郷土博物館  
(内観)



現地説明会の様子



講演会の様子



寺町紹介パンフレットの一例

### 第3節 整備に関する現状と課題

本史跡の整備に関する現状と課題は、第12表に記載のとおりである。

第12表 整備に関する現状と課題

内容	現状	課題
保存目的の整備	①地上に露出する遺構は、十分な保護策がなされていない。	①地上露出遺構ならびに地下遺構の保存方法について検討する必要がある。
活用目的の整備	①遺構の整備は、行われていない。 ②現状で確認されている主な遺構は、塔跡、金堂跡、寺域（南端を除く）である。 ③解説板、遺構標柱の老朽化が進んでいる。また、必要な遺構の解説板が不足している。 ④史跡隣接地に便益施設が設置されていない。 ⑤農地改良等によって、当時の地形面とは大幅に異なっている。 ⑥来訪者に対する安全性が確保されていない。 ⑦史跡隣接地には、本史跡の来訪者のためのベンチ等の休憩施設、トイレ、専用駐車場等の便益施設が設置されていない。 ⑧願勝寺境内に美馬市立郷土博物館があり、出土遺物の展示を行っている。 ⑨本史跡を含む市内の各種文化財に関する資料を展示する歴史博物館が存在しない。	①来訪者が本史跡の本質的価値を理解できるよう、発掘調査の成果に基づく遺構表示等の整備が必要である。また、礎石の復元に向けた石材調査等も必要である。 ②現状では、講堂跡、南大門跡、回廊跡、寺域南限の痕跡は確認されておらず、伽藍の全体像を示す情報は限られている。講堂跡等の有無や寺域南限について、発掘調査等で明らかにしていく必要がある。 ③史跡に関するサイン計画を策定する必要がある。 ④史跡としての景観に考慮した便益施設の設置または既存施設の活用を検討する必要がある。 ⑤当時の地盤高を把握し、地形復元を行う必要がある。 ⑥史跡としての景観に適し、来訪者の安全性も考慮した整備を検討する必要がある。 ⑦史跡隣接地に便益施設を設置することで、来訪者が快適に見学できる場の創出が必要である。 ⑧郷土博物館は老朽化が進んでいる。また、内部の展示物や解説等も不足しているため、本史跡のガイダンス施設として内容の拡充や、周知が必要である。 ⑨将来的に、市内の文化財や関連資料を総合的に見ることができ、歴史文化の拠点となる歴史博物館の整備が必要である。

### 第4節 運営体制に関する現状と課題

本史跡の運営体制に関する現状と課題は、第13表に記載のとおりである。

第13表 運営体制の整備に関する現状と課題

内容	現状	課題
運営	①本史跡の管理運営は、美馬市教育委員会の所轄である。	①史跡の保存活用や整備事業の実施に向けた体制の確立が必要である。
連携	①地域の活動団体「郡里交流会」によって、本史跡を含めた寺町全域のガイド活動を実施している。 ②研究者や地域住民等と連携し、整備に必要な発掘調査や協議等、保存整備に向けた取組みを進めている。	①本史跡の保存活用は、行政だけでなく、地域住民の理解と協力を得て協働で取り組む必要がある。 ②本史跡を適切に保存活用し、各種事業を円滑に実施していくためには、地域住民との連携強化や庁内関係部局・関係機関、徳島県、文化庁、研究者等との密な連携が必要である。